

聖籠町告示第71号

聖籠町雇用調整助成金申請補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年7月1日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町雇用調整助成金申請補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた聖籠町内の小規模な事業者を支援することを目的とし、国の雇用調整助成金(以下「助成金」という。)を申請する際に要した経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、聖籠町補助金等交付規則(平成23年聖籠町規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 聖籠町内に主たる事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- (2) 常時雇用する従業員数が10人未満であること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、助成金の支給申請を行っていること。
- (4) 前号に掲げる申請にあたり、その申請事務を社会保険労務士等に依頼していること(年間契約している場合を除く。)
- (5) 町税を滞納していないこと。
- (6) 過去に本制度による補助を受けていないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第2条第3号に掲げる申請及び当該申請前に行う必要がある手続きを社会保険労務士等に依頼したことにより要した経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、10万円を上限と

する。ただし、他の補助金等の交付を受ける場合は、補助金の額からその額を除くものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、聖籠町雇用調整助成金申請補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(申請期限)

第6条 前条に規定する申請は、令和2年9月30日までに行わなければならない。

(交付決定等)

第7条 町長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定するとともに、補助金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付を決定したときは、聖籠町雇用調整助成金申請補助金交付決定兼額確定通知書(様式第2号)により、不交付を決定したときは、聖籠町雇用調整助成金申請補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により交付の決定をしたときは、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金について期限を定めてその返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

聖籠町長様

住所

氏名

〔法人にあっては名称及び
代表者の氏名〕

印

聖籠町雇用調整助成金申請補助金交付申請書兼請求書

聖籠町雇用調整助成金申請補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 補助金の振込口座

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

3 申請に関する連絡先

会社名・所属	
担当者名	
電話番号	

※添付資料 ・雇用調整助成金申請書の写し
・従業員数が確認できる書類
・社会保険労務士等への支払いの完了を確認できるもの（領収書の写し等）
・その他、町長が必要と認めるもの

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

聖籠町長

聖籠町雇用調整助成金申請補助金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった聖籠町雇用調整助成金申請補助金について、下記のとおり交付することを決定し、補助金の額を確定したので通知します。

記

交付決定額兼確定額 円

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

聖籠町長

聖籠町雇用調整助成金申請補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった聖籠町雇用調整助成金申請補助金について、下記の理由により不交付を決定したので通知します。

記

不交付の理由